

郡山市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

令和4年3月10日一部改正

令和6年9月20日一部改正

令和8年3月5日一部改正

令和8年4月8日一部訂正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な保育需要に対応し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付5文科初第2592号こ成保第191号。以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付こ成事第481号。以下「国交付要綱」という。）に基づき、幼稚園型一時預かり事業に要する経費に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国実施要綱別紙4(2)に規定する幼稚園型Ⅰ（以下「幼稚園型Ⅰ」という。）
- (2) 国実施要綱別紙4(3)に規定する幼稚園型Ⅱ（以下「幼稚園型Ⅱ」という。）

(補助対象事業者)

第2条の2 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12の規定により市長に届け出て一時預かり事業を行う者のうち、幼稚園型Ⅰについては幼稚園又は認定こども園（次条において「幼稚園等」という。）とし、幼稚園型Ⅱについては幼稚園とする。この場合において、幼稚園型Ⅰを行う者は国実施要綱別紙4(2)に定める要件を、幼稚園型Ⅱを行う者は国実施要綱別紙4(3)に定める要件をそれぞれ満たさなくてはならない。

(対象児童)

第2条の3 事業の対象となる児童は、前条に規定する補助対象事業者と一時預かり事業の利用に係る契約を締結した保護者の子どもとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園型Ⅰにおいては、幼稚園等に在籍する満3歳以上の児童（以下「在園児」という。）であって、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者とする。ただし、在園児以外の児童については、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その児童数が少数である場合に限り、対象児童と認めるものとする。
- (2) 幼稚園型Ⅱにおいては、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所のいずれにも在籍していない児童であって、かつ、満3歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、法第19条第1項第3号または法第30条の4第3号に掲げる者として、法第20条第3項に規定する市の認定を受けている保護者の子どもとする。
- (3) 前号の場合において、利用児が3歳の誕生日を迎えた場合であっても、家庭において必要な保育を受けることが困難である状況が継続しているときは、当該年度末までの間、引き続き対象児童とすることができる。ただし、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5で定める事由に該当し続けていることを要件とする。

第3条 削徐

(補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別紙第4欄に定める対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内とする。

2 幼稚園型Ⅰについては国交付要綱別紙一時預かり事業1(2)に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。

3 幼稚園型Ⅱについては国交付要綱別紙一時預かり事業1(3)に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。

4 前2項において、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第4条の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、幼稚園型Ⅰについては次に掲げる第1号並びに幼稚園型Ⅰに係る第3号及び第4号の書類を、幼稚園型Ⅱについては次に掲げる第2号並びに幼稚園型Ⅱに係る第3号及び第4号の書類を添付するものとする。

(1) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施状況報告書（第1号様式）

(2) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施状況報告書（第2号様式）

(3) 当該事業を行うにあたって要した費用の算出方法が分かる書類

(4) 当該事業を行うにあたって徴収した収入の算出方法が分かる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 国交付要綱第5条第1号から第8号までに規定する条件を遵守すること。この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「郡山市長」と、「国庫」とあるのは「郡山市」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。
- (3) 補助事業の園児の定員は、市が設定した定員を超えないこと。
- (4) 利用料金の設定にあたり第3条における事前相談の上、総額がこの要綱に基づき補助対象事業者が交付を受ける補助額を超えない範囲となるよう設定するように努めること。
- (5) 利用料金の総額がこの要綱に基づき補助対象事業者が交付を受ける補助額を超える場合は、超過する金額の使途を示す等あらかじめ保護者の理解を得られるように努めること。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は規則第12条により、各月の実施の状況を一時預かり事業（幼稚園型）実施状況【延べ利用人数記録用】（第3号様式）により翌月10日までに市長に報告するものとする。ただし、3月分については3月31日までに報告するものとする。

2 幼稚園型Ⅱを行う者は、前項の報告に加え、利用者一覧表（第4号様式）を同項の報告に合わせ報告するものとする。

第12条 削除

(額の確定)

第13条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行し、改正後の郡山市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月5日から施行し、改正後の郡山市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

市区町村名：	郡山市
施設名：	
設置主体：	
施設類型：	
提出日時：	

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施状況報告書
【 年 月 ～ 月分】

1 基礎情報（一時預かり実施日数）

	実施日数（日）	開所時刻		
平日			～	
長期休業日			～	
休日（土日・祝日等）			～	

2 延べ利用人数

（1）幼稚園型Ⅰ（在籍園児）

【平日（※教育時間前後の預かり時間の合計）】

預かり時間	4時間以下	4時間超 ～6時間未満	6時間以上 ～7時間未満	7時間以上	合計
※教育時間との合計時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価（2,000人超）	480円	480円	480円	480円	
長時間加算	-	150円	300円	450円	

※（3）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）の人数は含まないでください。

【長期休業日】

預かり時間	4時間以下	4時間超 ～6時間未満	6時間以上 ～7時間未満	7時間以上 ～8時間未満	8時間	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間 以上	合計
対象延べ人数									
基本分単価（2,000人超）	480円	480円	480円	480円	960円	960円	960円	960円	
基本分単価（2,000人以下）	440円	440円	440円	440円	880円	880円	880円	880円	
長時間加算	-	100円	200円	300円	-	150円	300円	450円	

※（3）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）の人数は含まないでください。

【休日】

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価	880円	880円	880円	880円	
長時間加算	-	150円	300円	450円	

※（3）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）の人数は含まないでください。

（2）幼稚園型Ⅰ（非在籍園児）

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価	880円	880円	880円	880円	
長時間加算	-	150円	300円	450円	

※（3）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）の人数は含まないでください。

（3）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）

【平日】

		合計
対象延べ人数		
基本分単価	4,000円	

【長期休業日】

		合計
対象延べ人数		
基本分単価	8,000円	

【休日（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）】

		合計
対象延べ人数		
基本分単価	8,000円	

※以下の項目については、請求を行う際に記載してください。

3 保育体制充実加算

該当の有無	
※該当する場合は「有」を選択	
保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合	

【要件】

- ① 平日及び長期休業中の双方において、1 1 時間以上の預かりを実施している
- ② 平日及び長期休業中の双方において、9 時間以上の預かりを実施するとともに、休日において4 0 日以上の預かりを実施している
- ③ 年間延べ利用児童者数（平日・長期休業中・休日）が2,000人超の施設である
- ④ 配置基準にもとづいて配置する教育・保育従事者が、すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者であり、教育・保育従事者の数が2 名を下らない
- ⑤ 教育・保育従事者の概ね2分の1 以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2 名を下らない

①又は②の該当しているものに○を記載

要件を満たしている：○
要件を満たしていない：×

4 就労支援型施設加算

該当の有無	
※該当する場合は「有」を選択	
事務職員の配置月数	
※「6 月未満」「6 月以上」から選択	

【要件】

- ① 平日及び長期休業中の双方において、8 時間以上の預かりを実施している
- ② 次のいずれかの要件を満たしている
- a 小規模保育事業等と連携している
- ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください
- b 3 以上の市町村から園児を受け入れている
- c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している
- ③ 追加で事務職員を配置している
- ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。

要件を満たしている：○
要件を満たしていない：×

5 開設準備経費

該当の有無	
※該当する場合は「有」を選択	

6 補助対象経費算定

施設当たり延べ利用見込み・実績者数(平日・長期休業日)【在籍園児】

うち施設当たり延べ利用見込み・実績者数(平日のみ)【在籍園児】

※ 年度当初には、年間延べ利用数の見込数を入力ください。

※ 年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

施設当たり延べ利用見込み・実績者数(平日・長期休業日・休日)【在籍園児】

※保育体制充実加算の適用を「有」とする場合のみ記入

施設当たり延べ人数（特別な支援を要する園児）

① 補助基準額

② 支出額合計

※ 「4 開設準備経費」で「有」を選択した場合には、開設準備に係る支出を含む。

※ 算出方法の分かる書類を別途提出ください

③ 収入額合計

※算出方法の分かる書類を別途提出ください

④ 支出額合計と収入額合計の差額【②－③】

⑤ 補助対象経費【①のうち該当する方の補助基準額と④のうち低い方の額】

市区町村名：	郡山市
施設名：	
設置主体：	
施設類型：	
提出日時：	

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施状況報告書

【 年 月 ～ 月分】

1 基礎情報（一時預かり実施日数）

	実施日数（日）	開所時刻		
平日			～	
長期休業日			～	
休日（土日・祝日等）			～	

2 延べ利用人数

（1）幼稚園型Ⅱ・ア：保育を必要とする2歳児の定期利用

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価 ※利用人数に応じて切り替え	2,560円	2,560円	2,560円	2,560円	
長時間加算 ※利用人数に応じて切り替え	-	280円	560円	840円	

【参考】2歳児の単価表

	基本分単価	長時間加算
年間延べ利用児童数 1,500人未満	2,560円	利用時間に応じて280円、560円、840円
年間延べ利用児童数 1,500人以上	2,910円	利用時間に応じて330円、660円、990円

（1）幼稚園型Ⅱ・イ：保育を必要とする1歳児の定期利用

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価	2,560円	2,560円	2,560円	2,560円	
長時間加算	-	280円	560円	840円	

（1）幼稚園型Ⅱ・ウ：保育を必要とする0歳児の定期利用

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～10時間未満	10時間以上 ～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価	5,120円	5,120円	5,120円	5,120円	
長時間加算	-	560円	1,120円	1,680円	

※以下の項目については、請求を行う際に記載してください。

5 開設準備経費

該当の有無

※該当する場合は「有」を選択

6 補助対象経費算定

施設当たり延べ利用見込み・実績者数

- ※ 年度当初には、年間延べ利用数の見込数を入力ください。
- ※ 年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

① 補助基準額

② 支出額合計

- ※ 「4 開設準備経費」で「有」を選択した場合には、開設準備に係る支出を含む。
- ※ 算出方法の分かる書類を別途提出ください

③ 収入額合計

- ※ 算出方法の分かる書類を別途提出ください

④ 支出額合計と収入額合計の差額【②－③】

⑤ 補助対象経費【①の補助基準額と④のうち低い方の額】

市区町村名：	郡山市
施設名：	

一時預かり事業（幼稚園型）実施状況【延べ利用人数記録用】
(年)

【幼稚園型Ⅰ】

① 平日（在籍園児のみ）

市区町村名 ↓	4 時間 以下	4 時間超 ～ 6 時間未満	6 時間超 ～ 7 時間未満	7 時間超 ～ 8 時間未満
合計				

② 長期休業中（在籍園児のみ）

市区町村名 ↓	4 時間 以下	4 時間超 ～ 6 時間未満	6 時間超 ～ 7 時間未満	7 時間超 ～ 8 時間未満	8 時間	8 時間超 ～ 10 時間未満	10 時間以上 ～ 11 時間未満	11 時間 以上
合計								

【幼稚園型Ⅱ：保育を必要とする２歳児の定期利用】

市区町村名↓	８時間 以下	８時間超 ～１０時間未満	１０時間以上 ～１１時間未満	１１時間 以上
合計				

利用者一覧表

施設名：

※各月の一時預かり利用者を記入してください

[illegible]